

インボイス制度の実施に当たっての意見書

消費税の仕入税額控除の要件として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が令和5年10月から予定されている。この制度が実施されると免税事業者が本則課税事業者との取引において、仕入税額控除が出来ないことを理由に取引を打ち切られたり、取引条件の変更を求められる恐れがある。免税事業者の多くは、いわゆるフリーランスとか一人親方と呼ばれる事業者や小規模農家等であり、一番影響を受けることが予想される。

また、地方経済は、これらの免税事業者によって支えられていることも多く、地域の衰退にもつながりかねない。

よって、インボイス制度の実施にあたっては下記の事項について早急に検討されるよう強く要望する。

記

- 1 インボイス制度を契機に免税事業者が取引を打ち切られたり、廃業に追い込まれないよう特段の対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月16日

島根県雲南市議会